

【会員規約】

■名称及び所在地

第 1 条 本ジムの名称は「ブラウブリッツ秋田クラブハウス トレーニングジム」、所在地は「秋田県潟上市天王字細谷長根 224 番地 4」とします。(以下「本ジム」といいます)

■運営

第 2 条 本ジムの運営・管理（メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は NPO 法人ブラウブリッツ秋田スポーツネットワークが行います。

■目的

第 3 条 本ジムは、入会された会員様が本サービスを通して、心身の健康促進やボディメイク・パフォーマンスアップすることを目的とします。

■入会資格

第 4 条 本ジムに入会できる方は、別に定める各会員種類の各要件を満たし、本ジムの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。(以下「会員」といいます) 暴力団構成員、暴力団関係者、またはその他の反社会的勢力の構成員または関係者は入会することはできません。また、以下の基準に該当する場合、入会をお断りすることがあります。

- ・本ジムの施設、設備、または他の会員に対して過度の迷惑や危害を及ぼす行為が確認された方
- ・過去に本ジムのスタッフや他の会員に対して不当な行為や嫌がらせを行った記録がある方

■会員の種類

第 5 条 本ジムの会員種類及び各要件は以下の通りです。キャンペーン等により月会費・入会金は変わる場合があります。

●サービス ブラウブリッツ秋田のクラブハウストレーニングルームの利用 (5:00～7:50/15:00～22:00)

●月会員 会費 5,500 円/月 (税込)

●入会金 3,300 円 (税込)

■入会手続き

第 6 条 本ジムに入会する方は所定の入会手続きを行い、本ジムの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。

また、入会する本人が未成年者の場合は、本人ならびに保護者の連名にて入会手続きが必要となります。この場合保護者は、本規約に基づく責任を会員本人と連帯して負担し、本規約第 20 条に定める危険負担と本ジムの免責につき同意するものとします。

Web 入会をした方は、Web 入会手続き後 1 週間以内に本ジムにて入会手続きを完了させないといけません。また、キャンペーンの適用月での入会の場合は、原則 1 週間以内に本ジムにて入会手続きを完了させないといけません。1 週間後がキャンペーン適用月外になってしまう場合は、適用月内にクラブハウスにて入会手続きを完了させないといけません。この期限を過ぎた場合は、本ジムは入会を取り消すことができるものとします。ただし、双方の合意があった場合はこの限りではありません。

■入会金

第 7 条 会員は、本ジムの定める入会金を所定の方法で本ジムに支払うものとします。なお、入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

■資格停止及び除名

第 8 条 本ジムは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

- 1.本ジムの定める会費・諸費用につき 3 か月以上滞納したとき。
- 2.本ジムの施設を故意に毀損したとき。
- 3.本規約、その他本ジムが定める規則に違反したとき。
- 4.本ジムの名誉、信用を毀損、または秩序を乱したとき。
- 5.本ジムの合理的な指示・指導に従わないとき。
- 6.その他、社会通念に照らし、本ジム会員としてふさわしくないと認めたとき。

■会員資格の喪失

第 9 条 会員は、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その会員資格を失います。会員が資格を喪失した際には、貸与されている物品がある場合は速やかに返還してください。

■会員資格の譲渡禁止

第 10 条 会員は、その会員資格を他に譲渡すること(相続を含みます)はできません。

■会費等の支払

第 11 条 会員は、本ジムの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払い方法等は本ジムが定めるものとします。入金が確認

できず、支払いの確認ができるまで利用を制限します。

(月会費は、会員が本ジムの会員資格を有する限り、現実に本ジムのサービスを利用しない場合も支払いが発生します)

■退会

第12条 会員が退会を希望する場合は、以下の手順に従い所定の退会手続きが必要となります。

- 1.退会届の提出: 会員は、退会を希望する1ヵ月前の各月の10日までに、書面の退会届を本ジムに提出しなければなりません。ご利用最終日に入館キーを当ジムに返却することとします。入館キーを紛失などで返却できない理由がある場合は、3,300円(税込)の費用を別途請求させていただきます。10日が休館日の場合は、翌営業日が締切日となります。
- 2.退会の有効期間: 退会届が本ジムに受理された場合、その退会は受理月の末日に有効となります。例えば、4月10日までに退会届を提出した場合、4月末日に退会が完了します。
- 3.遅延による扱い: 退会届の提出が10日を過ぎる場合、退会は受理月の翌月末日に有効となります。遅延による退会では、追加の会費が発生することがあります。
- 4.退会届の非受領: 本ジムが退会届を正式に受領するまで、会員は引き続き会費の支払い義務を負います。退会届が本ジムに届かなかった場合、会費の支払い義務が継続することを会員は了承するものとします。

■休会

第13条 会員が休会を希望する場合は、以下の手順に従い所定の休会手続きが必要となります。また、休会期間中の会費は月額1,100円(税込)とします。

- 1.休会届の提出: 会員は、休会を希望する1ヵ月前の各月の10日までに、書面の休会届を本ジムに提出しなければなりません。休会前の最終利用日に入館キーを当ジムに預けることとします。当ジムの利用を再開する際はスタッフが当ジムにいる時間に来館し、その際に入館キーをお渡しします。紛失などで入館キーを預けられない理由がある場合は、3,300円(税込)の費用がかかります。10日が休館日の場合は、翌営業日が締切日となります。
- 2.休会の有効期間: 休会届が本ジムに受理された場合、その休会は受理月の翌月の有効となります。例えば、4月10日までに休会届を提出した場合、5月1日より休会が適用されます。また、休会期間は2ヵ月までとして、それ以降は通常の会費がかかります。
- 3.遅延による扱い: 休会届の提出が10日を過ぎる場合、休会は受理月の翌々月から有効となります。遅延による退会では、追加の会費が発生することがあります。
- 4.退会届の非受領: 本ジムが休会届を正式に受領するまで、会員は引き続き会費の支払い義務を負います。休会届が本ジムに届かなかった場合、会費の支払い義務が継続することを会員は了承するものとします。

■休業

第 14 条 本ジムはスタッフ不在日があります。また、施設の補修、その他本ジムの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として 2 週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合は、予告なく施設を休業することができるものとします。

■施設の廃止・使用制限等

第 15 条 本ジムは、次の事由により施設の一部または全部を閉鎖また臨時休業することができます。その際は、会員にメールにてご連絡します。

- 1.台風その他異常気象、防水火災害、地震、近隣の事故等で本ジムの業務遂行に支障があるとき。
- 2.施設の改造または、補修工事実施のとき。
- 3.法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- 4.施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- 5.ブラウブリッツ秋田の選手によるトレーニング・イベントがあるとき。
- 6.地域の災害発生時に当クラブハウスが避難所として開設されたとき

■会員の利用及び事故

第 16 条 会員は自己の責任と危険負担において理解し、本ジムの施設を利用するものとします。また、本ジムは会員が本ジムの施設利用中に生じた盗難、ケガその他の事故について、本クラブの責務に帰すべき事由がない限り、責任は負いません。また、施設内での盗難についても責任を負いません。会員同士の本ジム内外でのトラブルでも同様です。

■変更事項

第 17 条 会員は、登録済み住所や連絡先などに変更があった場合、速やかに所定の方法で届け出るものとします。

■諸費用の改定

第 18 条 本ジムは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考に改定することができます。この場合は、本ジムは改定日の 1 ヶ月以上前までに施設内への掲示もしくは当社ホームページで会員に告知するものとします。

■細則

第 19 条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は、本ジムが定めるものとします。

■紛争解決手続き

第 20 条 本ジムと会員との間で生じた紛争については、まずは本ジムの管理者による内部調査を行い、双方の事情を聞いた上で解決を図ります。内部調査の結果、紛争が解決しない場合は、以下の手続きに従って進めます。

1.非公式の話し合い: 本ジムと会員は、紛争が生じた場合、非公式ながら誠意を持って話し合いの場を設けるものとします。この際、本ジムは会員の意見や提案を適切に検討し、双方が納得する解決策を探求します。

2.第三者の仲介: 非公式の話し合いで解決に至らない場合、本ジムまたは会員のいずれかの申し出により、第三者の仲介人を通じて解決を試みるものとします。仲介人は、本ジムと会員双方が合意する第三者である必要があります。

3.法的措置: それでもなお紛争が解決しない場合は、双方が合意の上で法的措置をとることができるものとします。

法的措置に頼る前に、本ジムと会員は全ての可能な解決手段を尽くすことに努めるものとします。

適用法と管轄裁判所

本規約の解釈および適用については、日本法を準拠法とし、紛争の解決が必要となった場合、本ジムの所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

■プライバシーポリシー

第 21 条 本ジムは、会員のプライバシーを尊重し、個人情報の保護に努めます。本ジムに提供された個人情報は、以下の目的でのみ使用されます:

- ・会員管理: 会員の登録、サービス提供、会費請求等の管理のため。
- ・健康管理: 会員の健康状態を考慮した運動プログラムの提供のため。
- ・コミュニケーション: 本ジムからのお知らせ、イベント情報、その他関連情報の提供のため。
- ・法律遵守: 適用される法律、規制、裁判所の命令、または政府の要求に応じるため。

お預かりした個人情報は、これらの範囲内でのみ利用し、第三者に提供することはありません。ただし、法的義務に基づく場合または会員の事前の同意を得た場合を除きます。また、個人情報の安全な管理のための措置を講じ、不正アクセス、情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩を防止します。

■施設の安全管理と保険

第 22 条 本ジムは、施設の安全管理を最優先に考え、以下の措置を講じます：

- ・定期的な安全点検：すべての運動機器および施設は、定期的に安全点検を受けます。
- ・緊急事態対応：事故や緊急事態が発生した場合に備え、適切な緊急対応計画を策定し、スタッフには定期的な訓練を提供します。

会員が本ジムの施設を利用中に事故が発生した場合、本ジムは、その事故が本ジムの過失によるものでない限り、責任を負いません。ただし、本ジムは会員の安全を確保するためにすべての合理的な措置を講じます。会員は、自身の健康状態やリスクを理解した上で、施設を利用することに同意します。加えて、本ジムは会員に対して、任意でスポーツ保険への加入を推奨します。これにより、万が一の事故に対して会員自身が適切な補償を受けられるよう支援します。

■入館キーについて

第 23 条 入館キーを紛失し再発行する場合は、3,300 円(税込)かかります。また、第三者に貸すのは禁止とします。

■改定

第 24 条 本規約の改定及び変更は本クラブにより為されるものとし、その効力は当該改定日及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本クラブが本規約の改定及び変更を行う時は改定日の 1 ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示もしくは当社ホームページで会員に告知するものとします。

本規約は、令和 7 年 5 月 1 日より施行します。